

令和3年鉾田市農業委員会10月定例総会議事録

日 時	令和3年10月25日（月）午後1時57分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	欠
	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出
	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	欠
	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出
	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	欠
	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠
	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠
	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	欠
	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出
	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠
	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
	事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長				
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	1番 櫻井 健一 12番 宇佐見 達夫					
書 記	酒井係長					
議 題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について					
	議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について					
	議案第3号 現況証明書の交付について					
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について					
	議案第5号 令和3年度農作業臨時雇標準賃金の変更について					
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について					

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>報告第 2 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>その他</p> <p>(開 会)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、令和3年鉾田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>今月20日、水戸市で農業委員会会長、事務長会議がありました。その席上、全国農業会議所の山村局長代理から説明があったのですが、私総会が終わってから、その山村局長代理にちょっとお話があるのですがということによってきたことが2点あります。それは、全国の農業委員の女性の方が非常に少ないということで、でも鉾田市は3名いらっしゃいます。やはり3名で12.5%登用されてはおりますけれども、国の目標とする数値には、やはりまだ達成はできておりませんので、今後やはりそういう点も踏まえまして、女性の人数を少しでも、もう少し増やしていただければということの要請がありましたから、その点は皆さんで一生懸命頑張ってお力いたしますということだけ言って。</p> <p>あともう一つ、農業委員になるには認定農業者という、そういう観点の基本だということをやっていましたけれども、そういうふうな規定をこれがやはり兼業農家もあまりやらないで、認定農業者だけでやったら、これ今日の農業委員会の局長、会長会議にはあまり出席できないのではないかなということをお申し上げしました。やはり今鉾田市は、これ稲刈りが終わって、それから畑でサツマイモを掘って、この天気の良い日にこういう会議に来ているような、そういう暇な人はいないと言いました。やはりある程度の緩和は少し必要ではないかなということをお申し上げていたのが、やはりそれはそういうことである程度緩和をするということで、今後そういう全国農業会議所のほうに、やはりそういう観点をお話するようなことを言っていましたので、そういうことを2点を私からお願いをお申し上げて、この前の会議に参加いたしました。</p> <p>いろいろとそういう会議もあるし、そういう形でもお願い事も会議の中ではやはりしたほうがいいのではないかなと思って、私自身そういうふうな内容で局長にアドバイスを受けながら、一応お願いをお申し上げてきた、そういう次第でございました。</p> <p>今日も案件がいろいろありますけれども、皆様の慎重審議よろ</p>
----------------------	---

<p>事務局</p>	<p>しくお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は17名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、1番 櫻井健一 委員、12番 宇佐見達夫 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、13番 菅谷美尚 委員、16番 出沼丈夫 委員、18番 菊川俊雄 委員、19番 飯塚康雄 委員、20番 郡司光一 委員、21番 浅野登 委員、23番 大久保稔 委員が欠席となります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入りたいと思います。</p>

	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号1番から番号7番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1番から番号7番まで, ご説明いたします。 申請件数につきましては7件, 地目は田が2筆, 畑が17筆, 合計で19筆になります。面積は3万4, 681平方メートルでございます。 契約内容につきましては, 売買が5件, 普通贈与が2件となっております。 いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議長 菊池博委員</p>	<p>番号1番, 番号2番について地元委員の説明を求めます。 4番, 菊池です。1番について説明いたします。 譲受人, ████████さんと譲渡人, ████████ ███████さんの間で売買契約が円満にまとまったということでございます。█████さんはコマツナ, ホウレンソウなどを栽培しているそうです。葉物を増産するために申請地を取得したいとのこと。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので, よろしくご審議のほどお願いします。 2番について説明いたします。譲受人, ████████さんと譲渡人, ██████さんは親子の間柄だそうです。███████さんが高齢になったため, 娘の███████さんに譲るとのことです。███████さんは贈与された畑でサツマイモを作る予定だそうです。███████さんは夫と</p>

	<p>息子2人で、元の北浦の■■■■で養豚業をされております。豚舎もきれいに整理され、し尿処理もきちんとされておりました。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>11番、大貫です。3番について説明します。 譲受人、■■■■さんは、もともと■■■■さんの土地を借り、自分の土地の周りに■■■■さんの土地があったため、続きでハウスを建て、メロンを栽培しているとのことでした。このたび■■■■さんから、もう農業はやらないので、畑を買ってくださいとの申込みがあり、今まで作っていた経過もあり、契約が円満にまとまったとのことです。■■■■さんはメロン、水稻、ダイコン等を栽培しており、経営面積も200アール以上あり、農作業に常時従事しており、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議ください。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>城田俊男委員</p>	<p>15番、城田です。4番の説明に入ります。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは同級生です。■■■■さんは現在夫婦2人で後継者がなく、■■■■さん本人がパーキンソン病になってしまいまして、農業を辞めることになりまして、■■■■さんの土地の隣に■■■■さんの土地がありまして、売買の話がまとまったそうです。■■■■さんはサツマイモ、ニンジン、ゴボウを中心とした経営です。面積は4町歩だそうです。農作業も常時300日以上従事しておりまして、元農業委員だったそうです。以上の理由などから、取得後も下限面積要件、地域との調和要件ともに支障はないと考えられます。許可要件については問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、5番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんとの案件は、土地改良区からの話で売買がまとまったそうです。■■■■さんは米、ニンジン、サツマイモを中心に10町歩ほどの経営です。後継者の■■■■さん夫婦と熱心に取り組んでいます。農作業も常時300日以上です。取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと思われ、許可要件等についても問題がないと思</p>

議 長	<p>われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>8番、菅谷です。6番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんはご近所であり、■■■さんの土地をもともとお借りしておりましたが、このたび■■■さんがこれからも農業を続けられないということで、ライスセンターを大きく経営している■■■さんとの間で売買契約がまとまったということでございます。譲受人、■■■さんは農業にも150日以上従事しており、支障はないと考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、小松崎です。番号7番についてご説明をいたします。</p>
小松崎善一委員	<p>譲受人、■■■■さん、譲渡人、■■■■さんは兄弟の関係でございます。このたび■■■さんの畑に隣接しておりまして、農地を弟の■■■さんより贈与を受けてサツマイモを栽培して増収を図りたいというようなことでございます。■■■さんは年間300日従事しておりまして、つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないかと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号1番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
大貫修一委員	<p>11番、大貫です。細かいことを言うようですが、■■■■さんと■■■■さんの件で、■■■さんの番地が違ってきます。</p>
議 長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地係長の鬼澤です。先ほどの3条の6番、■■■■さんの住所のところ、議案書のほうが正しいですが、■■■■になります。すみません。こちらのほうで間違っておりましたので、訂正をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これ、譲受人が■■■■で変えればいいのか。</p>
事 務 局	<p>そうですね。譲渡人。</p>

議	長	譲渡人は[REDACTED]でいいんだよな。
事	務	審査表のほう。
局		
議	長	審査表のほうだね。はいはい、分かりました。 そのほかございませんでしょうか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号7番について申請どおり許可と決定すること にご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番から番号7番を申請どおり許可 と決定いたします。
		(議案第2号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	番号1番、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]。申請地は[REDACTED]。地目、畑。 面積823平方メートルです。 事由ですが、龍ヶ崎市内で金属くずの買取り業をしており、今 回経営規模拡大を計画し、申請地を含めた雑種地を一体的に利用 し資材置場として整備したいということになっております。 転用計画ですが、資材置場で823平方メートル、鉄が429

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号2番、譲受人、 。譲渡人、 。申請地は。地目、畑。面積1,259平方メートルです。 転用事由ですが、現在、行方市で障害福祉サービス事業所を運営しておりますが、銚田市内においても申請地を利用して同様の施設を建築したいということです。 転用計画ですが、事業所木造1階建て170.58平方メートル。契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>2番です。 去る15日に1番、櫻井委員と私と3番、富田委員で現地調査を行ってまいりました。地図1ページの右側になります。場所の説明は、地元委員の方によろしくお願いしたいと思います。この面積、1種農地であります。転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長 海老原康廣委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番、海老原です。番号2番についてご説明します。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。ただいま現況調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は地図1ページ右側で、現在は廃線となりました鹿島鉄道巴川駅より銚田駅のほうに向かってメートル辺りのところに位置します。このたびさん、社会福祉事</p>

		<p>建てる準備ができているような感じでした。位置環境、実現の確実性、転用目的いずれも3人で可と判断しましたので、審議よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議	長	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 現況証明書の交付について)</p>
議	長	<p>続きますして、議案第3号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX。届出地はXXXXXXXXXX。台帳地目は畑。面積2,164平方メートル。現況は農業用駐車場及び農業用資材置場となっております。許可年月日は令和2年5月25日、確認年月日が令和3年10月15日です。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
富田省三委員		<p>3番、富田でございます。 去る10月15日に私と櫻井委員、それから永井委員と3名で</p>

<p>議 長</p>	<p>ります。許可年月日は令和2年12月25日、確認年月日は令和3年10月15日です。転用事実証明となります。 以上でございます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。 先ほどとこれ同じ案件でございますが、2番に対して説明いたします。去る10月15日に私と永井委員、櫻井委員と現地調査を行いました。申請どおりに整備され、何ら問題ないと思えました。3人の総合意見といたしまして可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>海老原康廣委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番、海老原です。番号2番の転用事実証明についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員のご報告のとおりでございます。地図の3ページの左側になります。銚田市上富田、銚田北中学校と東関東高速道路の■■■■■辺りに位置する場所でございます。申請人、■■■■■さんは農地所有適格法人として農業に従事しております。申請地は、昨年12月に農業用資材置場として5条許可を受けており、私も確認しましたが、資材置場として整備が完了しております。何ら問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>

	<p>(議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます。議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局に説明させます。</p> <p>申請件数につきましては2件、合計で3筆、面積が9,308平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借が2筆、使用貸借が1筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第4号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>

		(議案第5号 令和3年度農作業臨時雇標準賃金の変更について)
議	長	続きまして、議案第5号 「令和3年度農作業臨時雇標準賃金の変更について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
議	事務局	この案件につきましては、今年3月の定例総会におきまして、日雇作業の金額を7,000円に決定いたしました。 しかし、10月1日付で茨城県最低賃金が、1時間当たり851円から879円に変更になったことにより、現在の標準賃金7,000円では最低賃金を下回ってしまうことから、8時間の日雇賃金を7,000円から7,100円(1時間当たり887円)に変更してよろしいかということでお伺いいたします。請負作業につきましては変更はございません。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 令和3年度農作業臨時雇標準賃金の変更については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
		(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)

議 長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては4件の届出がございました。4筆で面積は1万6,238平方メートル。全て合意解約となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては2件の届出がございました。番号1番、番号2番ともに同一申請人、 [REDACTED] となっております。届出地ですが、 [REDACTED] の一部。地目、田。面積2.25平方メートル。 同じく [REDACTED] の一部。地目、畑。面積2.25平方メートル。転用目的は携帯電話無線基地局となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p>
菅谷幸子委員	<p>8番、菅谷です。先日お話ししました営農型太陽光の件なのですけれども、その後見に行きましたところ、草を刈り後にサカキらしいものが植え付けてありましたので、一応ご報告いたします。</p>

議 長	ありがとうございます。 そのほか何か、お願いいたします。
箕輪美代子委員	10番、箕輪です。先ほどのやつで、標準賃金のほうでちょっと聞こうと思ったのですが、一般作業1日7、100円、この1日8時間の8時から5時までなのでしょうけれども、お茶の時間というのはどういうふうになっているのかが、お茶入れないでやっているという意味かな。
議 長	ちょっと事務局のほうから。
事 務 局	お答えします。 こちらにも書いてあるのですが、1日8時間ということで、食事なしなので、正味の8時間ということで休憩時間は含まないということの8時間、実労働時間8時間という考えで考えていただければと思います。
箕輪美代子委員	では、午前、午後30分ずつお茶やったら、実質7時間でいいということです。研修生なんかはお茶、午前中30分、午後30分で1時間見て、1日7時間で申請しているものですから、そういう点はこれはどうなのですか。
事 務 局	そこまでの細かいところは、ここには表示されていないので、それに関しては確認した上で後でご回答いたします。申し訳ありません。
議 長	30分、30分で、ではお昼時間は1時間。
箕輪美代子委員	1時間です。
議 長	2時間そこでマイナスになってしまうということだね。 はい、分かりました。後で事務局で調べて報告いたします。 そのほか何か。はい、どうぞ。
富田省三委員	3番、富田でございます。農業委員会もこれせっぱ詰まってきて、例年ならば11月ぐらいにもう忘年会ということでやるのですが、今回はこれどうなっているの。コロナの影響でできないのかな。この辺もうコロナのほうも収まってきたのだから、できれば全員参加で、全員出席で開いていければ一番いいかと。いつもやるこれ後半、前半でやっているの。

議 長	これは今のところ……はい、どうぞ、事務局のほうから。
事 務 局	<p>すみません。ちょっと事務局のほうから、そういった意見が何件かありましたので、一応銚田市の職員コロナ感染対策ということで指針が出ておまして、一応会議につきましては対面による会議は必要最小限、書面やオンラインで行うなど、後は人流の削減を図ることということで、こちらにつきましては10月1日に出ているものです。それに従って今もやっているのですが、これが改めて変更等にならないと、なかなか一応これまでも市の方針に従ってやってきたものですから、農業委員会だけ新たな指針が出ていないのに変更というのはちょっと難しいのかなと思いますので、現状としては今のやり方を継続という形になるのかなと思います。</p>
富田省三委員	<p>今のこれコロナの話なのだけれども、全国的に今飲食店でも何でももう解除になっているのですよね。これ私の知り合いもやっているのですけれども、いろいろやっぱり今コロナの影響を受け、飲食店全て、医療関係もマイナスになっているらしいのですよ。だから、ここで本当ならば、これ忘年会だって全員参加すれば一番いいことなのだよ。全国的に飲食店とかそういうのがもう解除になっているそうですから、できればそういうお願いいたします。</p>
議 長	<p>これ俺一人でやったほうがいいのかと思っても、民主主義の時代だから賛成を取ったりしたほうがいいのかと私個人的には思う……</p>
米川完一委員	<p>農業委員会では決められない。市のほうがそういうふうだから、市のほうが緩和されないと駄目でしょう。</p>
議 長	<p>だから、これ取りあえず個人的にはやったほうがいいのかと思うけれども、今それ代理のほうからも発言があったとおり、市のほうの今の変更がないから、なかなか難しいかなという意見もあるし、これちょっと厳しいなと思いますので、先ほど私も前半、冒頭挨拶の中で言いましたけれども、これ準公務員に当たるわけで、そういう中でやはり果たしてそれをやってしまっているものかどうか、それが非常に疑問だなと思います。</p> <p>私もこれその他のことだから、私もお話ししますけれども、この間JAのほうでやはり年金のほうの集まりがあって、年金の理事会ではやはり理事会はいこいの村でやったほうがいいのかないかなという意見がほとんどなもので、ではやろうということで、来年度の26、27を使ってやるように農協のほうは一応決まっ</p>

		<p>たのです。だけれども、日にち26, 27ではなと思ったし、それとの中でそういう過程で決めたことの経過は、1泊1万2,000円、いこいの村は。そうすると、茨城県の県内でそれを宿泊利用する場合には、茨城県で2回コロナの接種した場合には、5,000円の割引率。そうすると、7,000円のできるようなそういう感じだから、ではやったほうがいいべということで、この前は決まった経過があります。ただし、これは農協のJAのほうだけれども、果たして農業委員がそれと同じことをやってしまっていていいものかどうなのかというと、皆さんのこれは意見でやったほうがいいのかと思っておりますので、どうでしょうか。</p> <p>どっちにしろ、これ今日半分は出席しておりませんので、その半分の方にもやはり同じような内容を聞いて、それで一応事務局にも相談しながら進めるような感じになると思います。やはり市のほうでそういうことに今出てしまっているから、人数を半分にしているのに、また合同で忘年会をやるということになってしまったら、果たしてそれがいいものか悪いものかになってしまうということ、皆さんから疑惑を招いてしまうのではないかなと。例えばコロナが一人でも出てしまった場合にとってしまうから、そこらのところをちょっと皆さんで考えていただければ幸いと思います。</p> <p>(何事か声あり)</p>	
議	長	<p>そのほか、皆さんのほうからは何か意見があれば。事務局のほうは何かありますか。そういうこと、やったほうがいいのかという意見もありますけれども。</p>	
事	務	局	<p>先ほど申し上げた話で、取りあえず会議自体はそれで進めていく。これまでもその指針にのっとってやってきましたので、会議については今までどおり前半、後半のやり方をまだ継続という形で事務局では考えています。</p>
議	長	<p>富田委員の意見は、やはり来年の3月にはこの委員はまた改選ですから、だからそういう形である程度やったほうがいいという意見が出たのではないかなと思いますけれども、皆さんの意見がどういったんばいかなというのがあって、全体総会を開かないでこの中で決めてしまってもなと思いましたので、欠席している方もいらっしゃいますから。どうでしょう、皆さん。</p> <p>小松崎さん、何かあったら。</p>	
小松崎善一委員		<p>やりたいのはやまやまなのだけれども、市でそういう決め事を</p>	

		<p>やっている場合にはそれが解除されなくてはなかなか難しいのではないかなと思うのだけれども。</p>
議 長		鈴木さんは何か。
	鈴木新吾委員	<p>やっぱり市の農業委員会としてやるのは、示しが見つからないということはないけれども、ほかがやってやれるものだろうけど、事務局の人らもありがた迷惑かもしれないし、やってしまうと。何しろ幾らか緩和になってくれば。</p>
議 長		<p>来年度総会もありますから、今回欠席した方にもちょっと聞いて、今の状況ですっとゼロが続いていて、市の方針が幾らか今の内容が変更になれば、これを受け入れていくのだけれども、それがなければちょっと厳しいかなという意見もありますし、どういったものかちょっと私も。</p>
	小松崎善一委員	<p>会長、忘年会の時期としては来月が一番いいのだよ。12月25日ではもう遅いから。</p>
議 長		<p>いや、だから例えばの話、忘年会ではなくお別れ会とかなんとかを2月に、コロナが解除になれば。</p>
	鈴木新吾委員	<p>その頃になるとまた分からないから、最近。</p>
議 長		<p>いや、だから、そうすればあとコロナが今よりも少なくなってくれば、そういういろいろな決め事とか何か今の状況では事務局によってまだこういう半分ずつやっているから、自粛という感じになって。</p>
	富田省三委員	<p>今コロナの職員はいるのか。前にコロナはいたけど。今はいない。</p>
事 務 局		<p>今はいないです。</p>
議 長		<p>ただ、テレビ、マスコミでは第6波とか今報じられているけれども、それが本当に第6波が来てしまってからでは遅いから、今もう少し様子を、タイミングを見計らってやったほうがいいのかないという意見のほうが多いみたいな感じが、今回はこの委員の中でそういう声が聞こえますけれども、どっちにしろあと半数の方が休んでおりますので、何らかの形でコロナが今よりもっと少なくなるとそれが緩和されれば、今言ったとおりに、今いる方々</p>

		<p>が任期前にそういう何らかの形でやればいいのかなどは思っております。</p> <p>できれば例年ならば本当に忘年会という形で来月、毎年開いているものだけでも、今事務局の説明によってそういうような形を取らざるを得なくなってしまってから少し自粛したほうがいいのかなと思っておりますけれども、富田さん、そういうふうな形でひとつ我慢できればと思います。来月それやったほうがいいという意見が出れば、また……</p>
富田省三委員		<p>我慢は幾らでもできる。1人だって忘年会できるのだから。</p>
議長	長	<p>ただ、今言ったとおりに、茨城県が2回接種して、その証明書もあれば5,000円の割引というような、そういう県独自の何ではやっているのだな。県外で使っては駄目なの。県内だけ。</p> <p>(何事か声あり)</p>
議長	長	<p>だから、それはやはり経済を動かすのが目的ではないかなと思っております。だから、それ1人5,000円もなかなか補助というのか、ないけれども。</p> <p>そういうことでひとつその件は少し待っていただいて、その他について何かあとありましたら。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	事務局	<p>すみません。当面の行事予定について報告させていただきます。</p> <p>10月26日、あしたなのですが、午後から農業者年金加入推進特別研修会ということで、つくばのほうで会長と事務局で行きます。</p> <p>11月なのですが、15日に現地調査を予定しております。出席委員は、大久保稔委員、小松崎善一委員、菅谷美尚委員になります。</p> <p>16日は常設委員会ですけれども、こちらは案件はないということで、22日に、月曜日ですね、議案書配付を予定しております。</p> <p>その3日後、25日木曜日が11月の定例総会となりまして、次回は後半という形になります。</p> <p>それと会長、ちょっと続けて。</p>
議長	長	<p>はい、どうぞ。いいですよ。</p>
事務局	事務局	<p>今日こちらの紙をちょっと2枚つづってある紙があったと思う</p>

のですけれども、ちょっと説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、「空き家に付随した農地」の取得等に係る下限面積要件の緩和についてということで、こちらということかといいますと、銚田市では空き家バンクご存じかなと思うのですが、使用できる空き家を再び住居として活用することを促進するために、空き家バンクというのを開設しております。

これ都市計画課でやっているのですが、基本的には全て土地つきの物件になっておりまして、その中には農地も付随してある空き家もございます。担当課の都市計画課に確認したところ、やはりその農地には農地法により取得要件がございます。これ下に小さい字で書いたのですが、銚田市の場合は毎年4月に議案として上げていますけれども、下限面積要件が50アール、5反歩以上となっております。取得する農地も含めて5反歩以上にならないと、農地が取得できないという形になっておりまして、そういった要件があるので、農地つきの空き家の取得を諦めざるを得ないという方も多数いるということです。

農地つきの空き家につきましては、数はそんなに多くはないのですが、農業者の高齢化、後継者不足などにより、今後増加する可能性がございます。今後農地の取得要件が原因で取得できない空き家が増加するということもありますので、県内においては行方市とか、近くではかすみがうら市、あと小美玉市なども空き家に付随した農地の取得に限り下限面積要件を緩和しております。具体的にどのくらい緩和するのかというと、例えば1アール、100平米以上とかの農地であれば、その5反歩要件を該当させないというような、5反歩要件を満たしていなくても取得できるというようなその例外的な措置ですね、そういったものを取りまして、こういった方向けかということ、都会から移住してきて農業を始めたいとか、そういった方の場合に、大体空き家の農地って1反歩とか2反歩とか、そのくらいの面積が結構多かったですりもするのですけれども、そういった場合に農地をやりたいと言っても、結局ほかに農地を持っていないので、農地の取得要件を満たさないということで、いつまでも空き家が売れ残ってしまうという形になってしまいますので、そういったものを対象に空き家に付随した農地ということで指定して、その農地に関しては5反歩要件を満たさなくても取得できるというような例外的な緩和をしてはどうかということ、都市計画課ともそういった話をしておりましたので、今回ちょっと提案させていただきました。

具体的には、一番下にイメージということで流れがあるのですが、まずその農地を手放したい、空き家と一緒に、家と一緒に農地を手放したいという方が空き家バンクに登録します。その農地に関して、空き家に付随した農地ということで指定申請をして

	<p>いただければ、農業委員会で現地を確認して、総会でこれは空き家に付随した農地ということで指定をします。その農地に関しては、空き家バンクを介しての農地取得希望者に限り、下限面積要件を満たさなくても農地法第3条の許可を認めるというような流れになります。もちろん農業をやるという方が前提です。単純にその空き家が欲しいから農地はやらないけれども、その下限要件を利用して取得したいという方は認められないという形で、基本的にはその農地を取得して耕作するという方が対象にはなりませんので、農地が荒れてしまうとかそういったことは防げるのかなと思うのですが、こちらに関しましては、後ろに行方市の参考例もありますけれども、うちのほうも既に例えば来月にこれを案件として上げるかということ、そういう段階ではないので、徐々にちょっと話を詰めていって、近隣の市町と、行方市なんかからも話を聞いた上で、市の関係課とも話を進めた上で、来年4月くらいに通常の下限面積と一緒に議案として上げられるような形に持っていければと思うのですが、これについて、すみません、ちょっと説明がぐるぐるしてしまったかなと思うのですが、何か意見等ございますでしょうか。そういったのはやらないほうがいいとか、やったほうがいいとか。もし何かご意見があれば。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいですか。そうした場合に、これここに書いてあるとおり、取得農地を5年以上継続して耕作すること、誓約書を書かせるように書いてありますけれども、例えばの話で、5年たってあと辞めてしまったら、その後は何の縛りもないということ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>これについて、これは行方市のですよね。あれなのですけれども、確かにそういったふうにしないと、農業をもしやらない目的で取得されるのを防ぐということでこういった縛りをやっています。逆にこれを農業を辞めたら農地を返せとか、そこまでやってしまうと、逆に買う人が今度いなくなってしまうので。あくまでもそういった……</p>
<p>議 長</p>	<p>だから、この誓約書の中に5年以上それ耕作することを決めてあって、それでも5年たっても、あとやっぱり俺らには無理だからといった場合には、こういう制度もあるという、その農地バンクという、そういう制度もあるから借りる人もいるから、そういうところには貸すこともできますからということをつけ加えたほうが、なおさらいいのかなと。だけれども、そこをそういう人はそのまんま使わなくなったら、また耕作放棄地になってしまうから、せっかく畑として守られる。だから、例えばその後でそういうような形で借りる人もいるから、やらないときには貸して</p>

	<p>もらうようなそういう相談にも応じますからということを書言を付け加えればいいのかと私は思いますけれども。</p>
事務局	<p>ちょっとその辺につきましては、今会長の意見も参考にして進めていければと思うのですけれども、現時点で……</p>
議長	<p>ただ、いるかどうか分からないけれどもな。</p>
事務局	<p>現時点で、いや、そういうのはやめたほうがいいとか、そういった考えの方いらっしゃいますか。このまま進めていいですかね。もちろん今日来ていらっしゃらない方も、この紙自体は配付はしているのですけれども、来月にもちょっともし、いろいろもうちょっと煮詰まってからもう一回話をしたいと思うのですが、どうでしょう。農業委員会の基本的にそういった空き家に限って、その条件を緩和するということに対して賛成というか、その進めていいかどうかをちょっと話をして。</p>
議長	<p>どうでしょうか、皆さん。その話をこれ進めたほうがよろしいでしょうか。事務局のほうで。</p> <p>(何事か声あり)</p>
議長	<p>いいですか。事務局のほうでこれちょっと煮詰めていただいて。煮詰まった時点で皆さんにまた報告して、それでいいか悪いか。</p> <p>(何事か声あり)</p>
事務局	<p>はい。ホームページにも載っているのですけれども、今ホームページに空き家の関係が10件くらいあって、1件だけ残っているのがあるのです。それはやっぱり農地が2反歩くらいついていて、そういうのを鉾田の人は買わないですね、やっぱり。農家の方。そういうのは移住してきたりとか、そういった人が買いたいらしくて、ただやっぱりその要件があるので、農地法の5反歩要件があるので、それもお話をすると諦めてしまうということがあ。その案件のためだけにやるというわけではないので、今後もやっぱり同じような案件が増える可能性があるのです、そういったためにもちょっと検討していてもいいのかなという。</p>
議長	<p>どうですか、よろしいですか。このまま事務局で煮詰めていただいて、それで皆さんにまた報告するような形でよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>では、そういうことでお願いします。 そのほか何かその他のところでありましたらば。</p>
<p>議 長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>なければ、本日の議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時08分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;"> <u>議長(会長)</u> <u>1 番 委 員</u> <u>1 2 番 委 員</u> </p>